

## 令和2年度一般廃棄物処理実施計画

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和56年相楽郡広域事務組合条例第27号)第4条第1項の規定に基づき、令和2年度の相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和2年4月15日

相楽郡広域事務組合  
代表理事 杉浦 正省

### 1 計画処理区域と計画処理人口

#### (1) 計画処理区域

本計画におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の行政区域全域を対象とする。

#### (2) 計画処理人口

市町村名		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合計
		人	人	人	人	人	人
区分	行政区域内人口	77,326	1,314	3,676	39,115	2,384	123,816
	非水洗化人口	1,914	598	1,205	303	159	4,179
内 訳	計画収集人口	1,906	593	1,205	299	152	4,155
	自家処理人口	8	5	0	4	7	24
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)	1,800	225	108	565	104	2,803
	水洗化人口	73,613	491	2,363	38,247	2,121	116,834
水洗化人口内訳	下水道人口	69,050	0	1,805	38,142	0	108,998
	コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 (合併浄化槽)	4,561	491	558	105	2,121	7,835

(注) 端数処理の結果により、内訳と合計が一致しない場合があります。

## 2 一般廃棄物の計画処理量

一般廃棄物の種類	計画処理量 (kℓ /年)					
	木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合計
し尿	1,760	656	805	234	181	3,636
浄化槽汚泥	4,812	558	623	589	870	7,450
合計	6,572	1,214	1,428	823	1,051	11,087

注) 端数処理の結果により、内訳と合計が一致しない場合があります。

## 3 一般廃棄物の処理主体

	収集・運搬	中間処理	中間処理及び最終処分		最終処分		
		し尿処理施設	乾燥・肥料化処分	焼却処分	堆肥化処分	埋立処分	
し尿	相楽郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合 大谷処理場	(脱水汚泥) 三重中央開発株式会社	(脱水汚泥) 三重中央開発株式会社	(清掃汚泥) 八光海運株式会社	(焼却灰) 大阪湾 広域臨海 環境整備 センター	
	委託						㈱クリーンサービス山城
							㈱相楽清掃
							(有)フシミ
							相楽商事
							大和清掃
浄化槽汚泥	許	三重リサイクルセンター	三重リサイクルセンター	し尿処理施設			
	可						㈱クリーンサービス山城
							㈱相楽清掃
							(有)フシミ
							相楽商事
							大和清掃
城南衛生(株)							
平安衛生開発(株)							

4 処理計画

	収 集・運 搬		中間処理 (し尿処理施設)		中間処理及び最終処分						最終処分							
	収集区域	収集量	処理主体 及び施設	処 理 量	処 理 施 設	脱 水 汚 泥	処 分 方 法	処 理 施 設	し 渣	処 分 方 法	処 理 施 設	清 掃 汚 泥	処 分 方 法	処 理 施 設	残 渣・ 焼 却 灰 量	処 分 方 法		
し 尿	木津川市	1,760	相楽郡広域 事務組合  相楽郡広域 事務組合 大谷処理場 76kl /日	1,760	三重 リサイ クルセ ンター	56	乾 燥・ 肥 料 化 処 分	三 重 リサイ クルセ ンター	24	焼 却 処 分	八 光 海 運 株 式 会 社 し 尿 処 理 施 設	22	堆 肥 化 処 分	大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー	6	埋 立 処 分		
	笠置町	656		656					21			9			9		2	2
	和東町	805		805					25			11			10		1	1
	精華町	234		234					7			3			3		1	1
	南山城村	181		181					6			2			2		1	1
	合 計	3,636		3,636					115			49			46		12	12
浄 化 槽 汚 泥	木津川市	4,812	相楽郡広域 事務組合  相楽郡広域 事務組合 大谷処理場 76kl /日	4,812	三 重 リサイ クルセ ンター	152	乾 燥・ 肥 料 化 処 分	三 重 リサイ クルセ ンター	65	焼 却 処 分	八 光 海 運 株 式 会 社 し 尿 処 理 施 設	61	堆 肥 化 処 分	大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー	15	埋 立 処 分		
	笠置町	558		558					18			8			7		2	2
	和東町	623		623					20			8			8		2	2
	精華町	589		589					18			8			7		2	2
	南山城村	870		870					27			12			11		3	3
	合 計	7,450		7,450					235			101			94		24	24
合 計	木津川市	6,572	相楽郡広域 事務組合  相楽郡広域 事務組合 大谷処理場 76kl /日	6,572	三 重 リサイ クルセ ンター	208	乾 燥・ 肥 料 化 処 分	三 重 リサイ クルセ ンター	89	焼 却 処 分	八 光 海 運 株 式 会 社 し 尿 処 理 施 設	83	堆 肥 化 処 分	大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー	21	埋 立 処 分		
	笠置町	1,214		1,214					39			17			16		4	4
	和東町	1,428		1,428					45			19			18		4	4
	精華町	823		823					25			11			10		3	3
	南山城村	1,051		1,051					33			14			13		4	4
	合 計	11,087		11,087					350			150			140		36	36

5 収集・運搬の概要

	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	
し尿	相楽郡広域事務組合		回/月	各戸収集	
	委	㈱クリーンサービス山城：津路正志	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村		原則として月1回収集
		(株)相楽清掃：上田雅幸	木津川市・和束町・南山城村		
	託	(有)フシミ：西田昇二	木津川市		
		相楽商事：小山伸一	木津川市・和束町・精華町		
		大和清掃：竹田浩子	木津川市・笠置町・南山城村		
浄化槽汚泥		木津川市及び相楽郡	回/年	各戸収集	
許可	㈱クリーンサービス山城：津路正志		1		
	(株)相楽清掃：上田雅幸	〃			
	(有)フシミ：西田昇二	〃			
	相楽商事：小山伸一	〃			
	大和清掃：竹田浩子	〃			
	城南衛生㈱：津路昭彦	〃			
平安衛生開発㈱：中川将子	〃				

6 中間処理施設（し尿処理施設）の概要

施設名称	相楽郡広域事務組合大谷処理場
処理主体	相楽郡広域事務組合
所在地	京都府木津川市山城町上狛大谷181番地
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理（砂ろ過・活性炭）
処理能力	76kℓ /日
処理量	35kℓ /日
残渣・焼却灰量	36t /年

7 脱水汚泥処分施設の概要

施設名称	三重リサイクルセンター
処分委託業者	三重中央開発株式会社
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
処理方式	乾燥・肥料化
処理能力	乾燥100t/日、炭化22.488t/日
処理量	350t/年

## 8 し渣処分施設の概要

施設名称	三重リサイクルセンター
処分委託業者	三重中央開発株式会社
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
処理方式	焼却
処理能力	604 t / 日
処理量	150 t / 年

## 9 清掃汚泥処分施設の概要

施設名称	八光海運株式会社し尿処理施設
処分委託業者	八光海運株式会社
所在地	兵庫県養父市八鹿町下網場 610 番の 5
処理方式	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
処理能力	50 t / 日
処理量	140 t / 年

## 10 住民に対する広報・啓発活動

各市町村広報誌及び相楽郡広域事務組合ホームページにて、し尿、浄化槽汚泥処理の適正化、生活環境の保全等について住民に周知徹底させる。